

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)新旧対照表(抄)

改正案	現行
<p>第一条から第六十条まで(現行のとおり)</p> <p>第六十一条(現行のとおり)</p> <p>2 法対象事業であつて、主務大臣が定める内閣府令又は省令の規定に基づき事後調査を行うこととなつたものについては、前項の規定にかかわらず、第五章(この条を除く。)並びに第六十二条及び第六十三条の規定を除き、この条例の規定は適用しない。</p> <p>第六十二条から第六十八条まで(現行のとおり)</p>	<p>第一条から第六十条まで(略)</p> <p>第六十一条(略)</p> <p>2 法対象事業であつて、主務大臣が定める総理府令又は省令の規定に基づき事後調査を行うこととなつたものについては、前項の規定にかかわらず、第五章(この条を除く。)並びに第六十二条及び第六十三条の規定を除き、この条例の規定は適用しない。</p> <p>第六十二条から第六十八条まで(略)</p>

